



消費者問題 **高齢者用**

自己診断クイズ

下記の質問に○×で教えてください。

Q1 契約はお金を払ったり、契約書にサインした時に成立する。

Q2 契約は自分の都合でやめることができる。

Q3 訪問販売で健康食品を2,000円で買い、現金で支払った。昨日のことなのでクーリング・オフできる。

Q4 テレビショッピングを見て、商品を電話で申し込んだ場合は、クーリング・オフの対象となる。

Q5 新聞の定期購読契約は、どんな場合でもいつでも解約できる。

Q6 「不要な古着はありませんか、買い取ります。」と突然訪問してきて、最終的に貴金属を買取る「訪問購入(押し買い)」は、クーリング・オフができる。

Q7 覚えのない健康食品が送られてきた。商品代金を支払わなければならない。

Q8 訪問販売に来た業者。いらないと言ったが帰ってくれない。根負けして、契約をした。クーリング・オフ期間が過ぎてしまっているのどうしようもない。

Q9 行政機関や金融機関が還付金等の受け取りのためにATMの操作を行うように連絡することは、絶対でない。

Q10 リフォーム工事を頼むのにどの業者が信用できるか？ 消費生活センターに聞けば教えてもらえる。

難しかったかな？
答えは裏面じゃ。





答えあわせ
してみよう!

消費者問題 **高齢者用**

答えと解説

解説もしっかり
読むんじゃぞ



Q1
答え



契約は当事者が合意すれば口約束で成立する。

Q2
答え



原則として一度契約したものは、一方的にやめることはできない。

Q3
答え



現金取引で、総額3,000円未満の場合はクーリング・オフできない。

Q4
答え



テレビショッピングやネット通販などの通信販売は、自らすすんで行う契約のため、クーリング・オフできない。

Q5
答え



原則として、期間の定めのある契約の場合は、中途解約できない。

Q6
答え



店舗以外の場所での業者による物品の買い取りは「訪問購入」としてクーリング・オフできる。

Q7
答え



一方的に送りつけているので、契約は成立しないので支払義務はない。

Q8
答え



クーリング・オフできる期間が過ぎてしまっても、消費者契約法により、消費者が困惑して契約した場合となり、契約を取り消すことができる。

Q9
答え



「お金が戻ってくるので携帯電話を持ってATMに行くように」と言われたら、それは、還付金詐欺。

Q10
答え



消費生活センターは、事業者の信用情報について答えることはできない。